

施策目標個票

(国土交通省24-②)

施策目標	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	良好な景観及び歴史的資産は地域固有の資源であり、交流人口の拡大を生み、地域振興・活性化に繋がるものであることから、その保全及び活用を中心とした取組の支援を行う。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>良好な景観や歴史的資産を活かした国土・観光地づくりの推進に向けた取り組みの支援を行っており、各指標の実績値は増加しており、目標達成に向けて着実に進んでいる。</p> <p>平成24年度からは、良好な景観や歴史的まち並みの形成における課題の解決に向けた取り組みを推進していくため、先進的な取組を募集し、優れた提案について歴史的風致維持向上推進等調査を行っている。また、地域のニーズを踏まえつつ、行政だけでなく住民・事業者等と連携した取組を推進するため、「景観法」の基本理念の普及啓発や、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の趣旨に沿った制度の的確な運用の支援を図る。</p>

業績指標	114 景観法に基づく景観重要建造物の指定件数	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		246件	74件	130件	185件	246件	296件	A-3-②	470件
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—		—
	115 景観計画を策定した市区町村の数	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		315団体	152団体	206団体	267団体	315団体	364団体	A-2	550団体
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—		—
	116 歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市区町村の数	初期値	実績値					評価	目標
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		31団体	10団体	16団体	22団体	31団体	35団体	A-2	60団体
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—		—

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	860	164	103	95
補正予算(b)		0	0	0	—	—
前年度繰越等(c)		489	326	25	—	—
合計(a+b+c)		1,350	490	128	95	—
	執行額(百万円)	1,015	457	—	—	—
	翌年度繰越額(百万円)	326	25	—	—	—
	不用額(百万円)	9	8	—	—	—

※上記のほか、社会資本整備総合交付金等(22年度:22,000億円、23年度:17,539億円、24年度:15,858億円、25年度:19,594億円)の内数、内閣府に計上された地域自主戦略交付金(23年度:5,120億円、24年度:8,329億円)等の内数がある。

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成25年6月14日)
-----------------	------------------------

担当部局名	都市局	作成責任者名	公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 室長 後藤慎一	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-----	--------	-------------------------------------	----------	---------

業績指標 114

景観法に基づく景観重要建造物の指定件数

評価

A-3-②	目標値：470件（平成28年度） 実績値：296件（平成24年度） 初期値：246件（平成23年度）
-------	--

(指標の定義)

景観法に基づく景観重要建造物の指定件数

(目標設定の考え方・根拠)

目標においては、景観重要建造物の指定件数が、平成18年度から平成23年度の5年間で217件増加したことを踏まえ、同様のペースで増加することを目指し、平成28年度までに470件とする。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体（都道府県、政令市、中核市、景観法第7条第1項但し書きに定める市町村）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）「地域の景観上重要であって、特に交流人口の拡大の効果が大きく見込まれる景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用を中心とした取組を推進する。（3-2（二）⑤）」

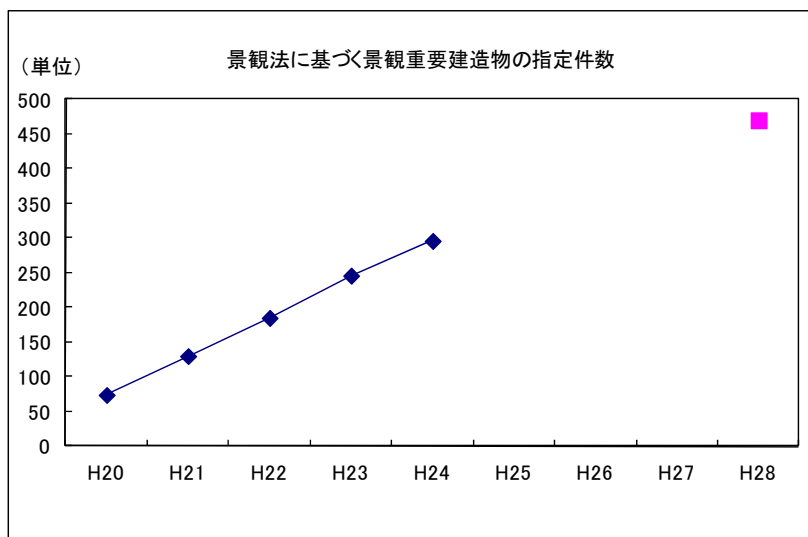
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H20	H21	H22	H23	H24
74件	130件	185件	246件	296件



事務事業の概要

主な事務事業の概要

歴史的風致維持向上推進等調査

良好な景観や歴史的なまち並の形成における資金面、人材面、制度面の共通課題に対応した取組提案の募集を行い、応募された提案の中から優れたものを選定し、提案者へ調査を委託する。国と地方公共団体、民間等が連携のもと、モデル的な調査、実証事業を実施し、その成果を全国に広めることによって、地域における良好な景観の形

成や歴史的風致の維持向上の推進を図る。
予算額：103百万円（平成24年度）
景観法の活用及び良好な景観形成のための普及促進

関連する事務事業の概要

社会資本整備総合交付金の活用

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

景観重要建造物の指定件数については平成24年度も着実に増加しており、今後も順調に増加していくことが見込まれる。

（事務事業の実施状況）

歴史的風致維持向上推進等調査において、地域の特性にふさわしい良好な景観や歴史的・文化的資産を有する地域等における、景観計画、歴史的建造物の修繕等による良好な景観形成等の推進を図った。

景観計画と同様、景観法の活用状況を調査・把握・分析した結果を情報提供し、普及促進を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業務指標については、順調に増加していくことが見込まれる状態であるが、指標整理の必要から業績指標のみ廃止することとし、「A-3-②」と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

なし

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室（室長 後藤 慎一）

業績指標 115

景観計画を策定した市区町村の数

評価

A-2	目標値：550団体（平成28年度） 実績値：364団体（平成24年度） 初期値：315団体（平成23年度）
-----	---

(指標の定義)

景観計画を策定・公表（告示）した景観行政団体（市区町村に限る）の数。

(目標設定の考え方・根拠)

全国市区町村を対象にした景観計画策定意向調査において、平成24年3月1日時点で、平成28年度末までに景観計画を策定する意向があると回答した市区町村数に基づき設定。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体（都道府県、政令市、中核市、景観法第7条第1項但し書きに定める市町村）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）「景観行政団体による景観計画の策定等景観法に基づく制度の活用による良好な景観形成の推進を図り、地域の魅力を増進、創出するため、法制度の効果的な活用のあり方や先進事例に関する情報提供といった取組を行うとともに、法にある基本理念の普及や良好な景観形成に関する国民の意識向上を目的とした各種の啓発活動、多様な主体の参加を図るための景観に関する教育、専門家の育成といったソフト面での各種支援策について充実を図る。（3-3-5（六）②）」

【閣決（重点）】

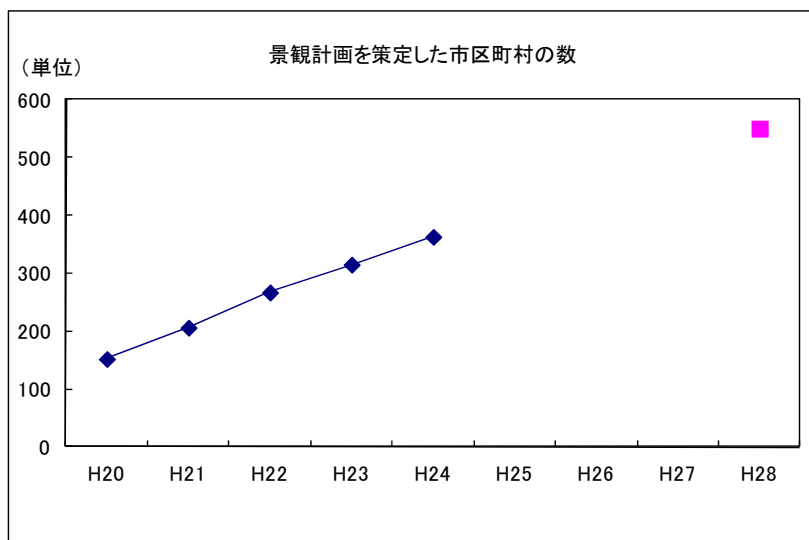
社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値 (年度)

H20	H21	H22	H23	H24
152団体	206団体	267団体	315団体	364団体



事務事業の概要

主な事務事業の概要

景観法の活用及び良好な景観形成のための普及促進

関連する事務事業の概要

社会資本整備総合交付金の活用

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

景観計画を策定した市区町村の数については平成24年度も着実に増加しており、今後も順調に増加していくことが見込まれる。

(事務事業の実施状況)

景観法の活用状況を調査・把握・分析した結果や効果的で先進的な取組事例等を各種会議やホームページ等を通じて情報提供し、景観形成を推進するための普及促進を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業務指標については、順調に増加していくことが見込まれる状態であることから、今後も景観法の活用及び良好な景観形成のための普及促進等の現在の施策を着実に推進していくこととし、「A-2」と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

今後の良好な景観形成のため、景観法による規制誘導等を行う際に、どのように民間企業の理解や協力を得るかが重要な課題であることから、民間の建築活動の実態を把握・分析し、景観形成における官民連携のあり方や官民連携の体制構築のあり方の検討を行い、民間企業の理解と協力を的確に得ながら、望ましい景観形成の推進を図る方策の構築を目的とした検討調査を実施する。

(平成26年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室（室長 後藤 慎一）

業績指標 116

歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市区町村の数

評価

A-2	目標値：60団体(平成28年度) 実績値：35団体(平成24年度) 初期値：31団体(平成23年度)
-----	--

(指標の定義)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、歴史的風致の維持及び向上に取り組む市区町村(歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市区町村)の数

(目標設定の考え方・根拠)

地域における歴史的風致維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、地域の歴史的な資産を活用したまちづくりを行う意向のある市区町村について平成24年に調査を行った結果、平成28年度末までに意向ありと回答した市区町村の数に基づき設定。

(外部要因)

地方公共団体内における調整等

(他の関係主体)

関係省庁(文化庁、農林水産省)、地方公共団体、民間事業者等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・観光立国推進基本計画(平成24年3月30日)「地域における歴史的風致維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)に基づく歴史的風致維持向上計画の策定を推進し、歴史的建造物の修理、無電柱化等を通じて、良好な景観を形成するとともに地域固有の観光資源である歴史・文化・風土を活かしたまちづくりを進める。」

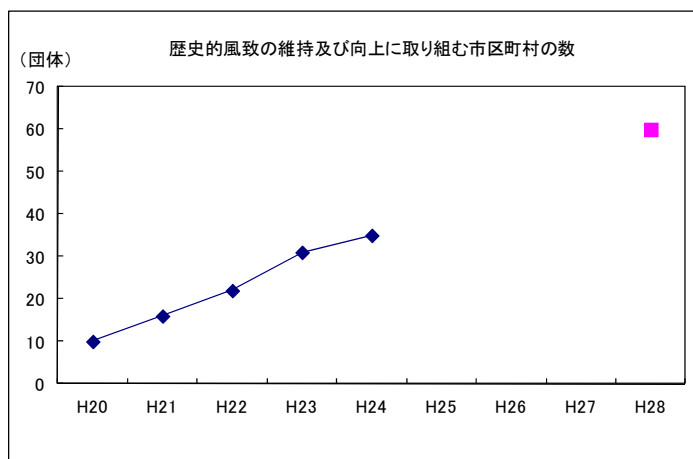
【閣決(重点)】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	
10団体	16団体	22団体	31団体	35団体	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

歴史的風致維持向上推進等調査

良好な景観や歴史的なまち並みの形成における資金面、人材面、制度面の共通課題に対応した取組提案の募集を行い、応募された提案の中から優れたものを選定し、提案者へ調査を委託する。国と地方公共団体、民間等が連携のもと、モデル的な調査、実証事業を実施し、その成果を全国に広めることによって、地域における良好な景観の形成や歴史的風致の維持向上の推進を図る。

予算額：103百万円(平成24年度)

関連する事務事業の概要

○社会資本整備総合交付金の活用

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成23年度から平成24年度にかけて、歴史的風致の維持及び向上に取り組む市区町村の増加数は減少したが、今年度当初に3市町の認定を行い、年度内に認定を目指している市町も存在することから、目標年度には、目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業の実施状況)

平成19年度に実施した規制の事前評価：「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案」の事後評価については、本業績指標をもってその効果を測定しているところ、平成24年度までの動向については上記記載のとおりであり、平成28年度までの目標達成に向け、順調に推移していると評価できる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

目標年度には目標地を達成すると見込まれ、引き続き、歴史的風致維持向上計画の認定等を通じた歴史的風致の維持及び向上に向けた取組みの推進を図っていくこととし、「A-2」と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

・歴史的風致維持向上計画の認定市町村や計画策定の意向がある市町村等を対象とした資料調査、現地調査、ヒアリング調査等を通じて、歴史まちづくり法の成果や、歴史まちづくりに関する課題や国の制度等に対するニーズ等を整理するとともに、歴史まちづくりの更なる推進に向けた対応方策の検討を行う。

(平成26年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局公園緑地・景観課歴史文化環境整備室（室長 後藤 慎一）